



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月4日金曜日 第1445号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....	407
告 示	
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（3件）.....	407
一部事務組合の規約の変更許可（3件）.....	408
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	408
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	409
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	409
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	409
土地改良区の解散.....	410
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	410
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（4件）...	410
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	410
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	411
肥料の登録.....	411
保安施設地区に指定する予定である旨の通知.....	411
付保義務の発生.....	411
付保義務の消滅.....	411
建設業者の営業の停止命令.....	412
兼用工作物の管理の方法について.....	412
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	412
道路の供用開始（ " ）.....	412
道路の区域変更（県道美川川内線）.....	413
道路の供用開始（ " ）.....	413
道路の区域変更（一般国道441号）.....	413
道路の供用開始（ " ）.....	413
開発行為に関する工事の完了.....	414
愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....	414

人事委員会公告

平成15年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告.....	414
平成15年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告.....	416

規 則

○愛媛県規則第40号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第4号の項貸付けの内容の欄中「社団法人漁船機関技術協会」を「社団法人海洋水産システム協会」

に改める。

様式第2号（その9）総括表の項、同様式（その10）総括表の項、同様式（その11）総括表の項及び同様式（その12）総括表の項中「PS」を「KW」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その9）、同様式（その10）、同様式（その11）及び同様式（その12）の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その9）、同様式（その10）、同様式（その11）及び同様式（その12）の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第844号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 増減内容
別子山村の脱退
- 増減年月日
平成15年3月31日
- 増減許可年月日
平成15年3月27日

○愛媛県告示第845号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 増減内容
別子山村の脱退
- 増減年月日
平成15年3月31日
- 増減許可年月日
平成15年3月27日

○愛媛県告示第846号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減内容

別子山村の脱退

2 増減年月日

平成15年3月31日

3 増減許可年月日

平成15年3月27日

○愛媛県告示第847号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり今治地区事務組合の規約の変更を許可した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

容器包装廃棄物を処理するごみ処理施設の管理運営に関する事務に係る平成15年度分及び平成16年度分の分賦金については、人口割により、平成15年度分にあつては今治市及び大西町に、平成16年度分にあつては関係市町村に分賦し、動物の死体を処理するごみ処理施設の管理運営に関する事務に係る平成16年度分の分賦金については、人口割により関係市町村に分賦することとし、並びにこれに伴う規定の整備を行う。

2 規約変更年月日

平成15年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成15年3月26日

○愛媛県告示第848号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体から別子山村を削り、合併に伴い組合を脱退する組合町村については、当該町村が脱退時までに納付した分賦金の精算は行わないこととする。

2 規約変更年月日

平成15年3月26日（ただし、組合を組織する地方公共団体から別子山村を削る改正規定については平成15年4月1日）

3 規約変更許可年月日

平成15年3月26日

○愛媛県告示第849号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合の規約の変更を許可した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体から別子山村を削り、組合議員の選挙区（第1区）に含まれる区域から別子山村を削る。

2 規約変更年月日

平成15年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成15年3月26日

○愛媛県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 勉	新居浜市西喜光地町3番52号
"	大 原 勝 正	新居浜市寿町7番30号
"	久 保 慶 朝	新居浜市星原町4番17号
"	高 橋 恒 雄	新居浜市外山町9番41号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12番2号
"	高 橋 康 夫	新居浜市外山町15番57号
"	高 橋 亮	新居浜市外山町12番4号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 栄	新居浜市外山町11番12号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
"	久 保 慶 朝	新居浜市星原町4番17号
"	藤 田 勉	新居浜市西喜光地町3番52号
"	大 原 勝 正	新居浜市寿町7番30号
監 事	高 橋 恒 雄	新居浜市外山町9番41号
"	藤 田 茂	新居浜市上泉町9番35号
"	鈴 木 勝 美	新居浜市西喜光地町二丁目1番23号

○愛媛県告示第851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 富士夫	今治市宮下町3丁目甲1701番地
"	長 岡 敏 雄	今治市新谷甲1207番地
"	加 藤 貢	今治市喜田村5丁目5番12号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秦 近 雄	今治市新谷甲1390番地
"	井 出 武 夫	今治市別宮町8丁目1番32号
"	青 井 久 夫	今治市喜田村7丁目6番38号

○愛媛県告示第 852 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宇高北地区）の施行を平成15年 3 月26日認可した。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 853 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・南新開地区）の施行を平成15年 3 月26日認可した。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 854 号

土居町蕪崎土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・乾地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 1 95号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・乾地区）計画書の写し
 - 土居町蕪崎土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第 855 号

宇摩郡土居町中村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・第 2 ポンプ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんが

い排水）・第 2 ポンプ地区）計画書の写し

(2) 宇摩郡土居町中村土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第 856 号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 1 95号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・浦地区）計画書の写し
 - 土居町小林土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第 857 号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中北野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中北野地区）計画書の写し
 - 土居町北野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第 858 号

宇和町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・久保地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・久保地区）変更計画書の写し

(2) 宇和町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年4月7日から5月6日まで

3 縦覧場所

宇和町役場

○愛媛県告示第 859 号

新宮村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、平成15年 3 月26日解散した。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 860 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小切地区）の施行に平成15年 3 月24日同意した。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 861 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上弓削地区）の施行に平成15年 3 月28日同意した。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 862 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、大三島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・スガタ地区）の施行に平成15年 3 月28日同意した。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 863 号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・赤松地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（農業用道路整備事業・赤松地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所

○愛媛県告示第 864 号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤松地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤松地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所

○愛媛県告示第 865 号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・九島地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（農業用道路整備事業・九島地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所

○愛媛県告示第 866 号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・九島地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 4 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・九島地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 4 月 7 日から 5 月 6 日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所

○愛媛県告示第 867 号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業

・上横上地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業(ほ場整備事業・上横上地区)変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年4月7日から5月6日まで
- 3 縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第868号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、松山市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
土地改良総合整備事業	太尺寺地区	平成14年3月25日

○愛媛県告示第869号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、川内町北方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	斉院ノ木地区	平成15年3月20日

○愛媛県告示第870号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成15年3月24日	愛媛県第1262号	炭酸カルシウム肥料	粉状苦土炭酸石灰2号	アルカリ分53.0 可溶性苦土10.0	公定規格のとおり	株式会社研農高知県高知市萩町一丁目9番48号

○愛媛県告示第871号

森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安

施設地区に指定する予定である旨の通知があった。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
北宇和郡日吉村大字日向谷937、938、938地先
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 指定の有効期間
1年
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び日吉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第872号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

(八幡浜地方局管内)

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第873号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成11年4月愛媛県告示第527号)による保険に付すべき義務は、平成15年4月3日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

(八幡浜地方局管内)

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第 874 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第28条第 3 項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止を命じた年月日	営業停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
特 - 14 第1456号	平成14年 9月21日	三和建設 株式会社	村上 敦彦	越智郡吉海町大字 本庄682 - 1	平成15年 3月28日	土木事業 水道施設工事業	平成15年4月7 日から同年4月 21日まで (15日間)	本県発注工事（（主）大島環 状線 環境土木緊急処理工事） において、工事請負契約約款第 10条により設置が義務付けられ ている現場代理人並びに同条及 び建設業法第26条第1項により 設置が義務付けられている主任 技術者について、既に解雇した 技術者を選任したとの虚偽の報 告を行い、当該者の設置義務を 怠った。 また、他の本県発注工事（吉 海港 港湾改修工事）の現場代 理人について、既に解雇した技 術者を選任したとの虚偽の通知 を行い、当該者の設置義務を怠 った。

○愛媛県告示第 875 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 河川の名称
二級河川加茂川水系加茂川
- 河川管理施設の名称又は書類
加茂川左岸堤防
- 河川管理施設の位置
西条市古川字喜三衛乙 170 番 4 地先から同市禎瑞 288 番地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 西条市
西条市明屋敷 164 番地

5 管理の内容

- 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成15年4月4日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第 876 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万町大字二名乙1557番 2 から 同大字甲3363番 3 地先まで	旧	メートル 4.6 ~ 13.2	キロメートル 0.069	
			新	6.4 ~ 26.6	0.069	

○愛媛県告示第 877 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万町大字二名乙1557番2から 同大字甲3363番3地先まで	平成15年4月4日

○愛媛県告示第 878 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川1241番2	旧	メートル 3.6～5.5	キロメートル 0.018	
			新	6.6～9.7	0.018	
"	"	上浮穴郡美川村黒藤川1376番2	旧	4.6～6.4	0.006	
			新	8.9～10.8	0.006	

○愛媛県告示第 879 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川1241番2	平成15年4月4日
"	"	上浮穴郡美川村黒藤川1376番2	"

○愛媛県告示第 880 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	東宇和郡城川町大字田穂1568番1地先から 同大字1566番1地先まで	旧	メートル 4.0～11.0	キロメートル 0.052	
			新	6.4～17.2	0.052	

○愛媛県告示第 881 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	東宇和郡城川町大字田穂1568番1地先から 同大字1566番1地先まで	平成15年4月4日

○愛媛県告示第 882 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
今局建（開）第12号 平成15年3月19日	越智郡朝倉村大字朝倉北甲106番5	松山市南久米町788番地1 元 岡 秀 雄
西局建（開）第35号 平成15年3月20日	西条市飯岡字西原2605番1	西条市大町641番地8 村 上 進

○愛媛県告示第 883 号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、昭和56年4月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画書及び土地利用基本計画図は、

愛媛県庁、各市役所及び各町村役場において一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第 1 号

平成15年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成15年4月4日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県警察官になるみちがありません。

1 受付期間

平成15年4月7日（月）から5月1日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込みできる試験区分は一つに限ります。

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員				採用予定時期
	愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県	
大 学 卒	32人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成16年4月1日
大 学 卒 特 別 募 集	34人程度				平成15年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 志望する都府県を第2志望まで選択できます。ただし、愛媛県を第2志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 第1志望の都府県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大 学 卒	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成16年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 特 別 募 集	ア 昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成15年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成15年10月1日の採用に応じられる者

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般の知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 160センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 47キログラム以上であること。
- (ウ) 胸囲 78センチメートル以上であること。
- (エ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (オ) 弁色力 完全であること。
- (カ) 聴力 完全であること。
- (キ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試験区分	試験日	場 所	合格発表
第1次試験	大 学 卒	平成15年5月18日 (日曜日) 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成15年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第2次試験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成15年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成16年4月以降の、大学卒特別募集は平成15年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成16年3月末日までに、大学卒特別募集は平成15年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給（現行給料月額 186,800円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、試験区分にかかわらず封筒の表に「警察官（男性）（大卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）申込み」又は「警察官（男性）（大卒特別募集）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月12日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	総合得点 及び	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	総合順位	合格発表の日から1週間	

(注) 開示する試験結果は、愛媛県を志望した受験者にかかるもので、愛媛県以外の都府県を第1志望とした受験者にかかる試験結果の開示については、それぞれの都府県により取扱いが異なります。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成15年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成15年4月4日

愛媛県人事委員会

（松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570）
電話（089）912-2826

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成15年4月7日(月)から5月1日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込みできる試験区分は一つに限ります。

試験区分	採用予定人員	採用予定時期
大学卒	6人程度	平成16年4月1日
大学卒特別募集	6人程度	平成15年10月1日

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成16年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒特別募集	ア 昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成15年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成15年10月1日の採用に応じられる者

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 155センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 45キログラム以上であること。
- (ウ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (エ) 弁色力 完全であること。
- (オ) 聴力 完全であること。
- (カ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	大 学 卒	平成15年5月18日 (日曜日) (午前 学科試験) (午後 身体検査)	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番)	平成15年5月下旬に愛媛県庁 前掲示板に掲示するほか、合 格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第 2 次 試 験	大 学 卒	第 1 次 試 験 に 合 格 し た 者 に 通 知 し ま す 。		平成15年7月中旬に愛媛県庁 前掲示板に掲示するほか、合 格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
- この名簿は、原則として、大学卒は平成16年4月以降の、大学卒特別募集は平成15年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成16年3月末日までに、大学卒特別募集は平成15年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給(現行給料月額 186,800円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、試験区分にかかわらず封筒の表に「警察官(女性)(大卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)申込み」又は「警察官(女性)(大卒特別募集)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月12日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	総 合 得 点 及 び	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	総 合 順 位	合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	

